

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の主要な変遷

	1970(昭和45)年	1976(昭和51)年	平成3(1991)年	平成9(1997)年	平成12(2000)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年
廃棄物の区分	○一般廃棄物、産業廃棄物 廃棄物を国民の日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物と事業活動に伴って排出される産業廃棄物に区分		○特別管理廃棄物の分離 人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれのある性状を有する廃棄物について、「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」をそれぞれ新設				○指定有害廃棄物の区分 「硫酸ピッチ」を指定有害廃棄物として指定		
の	○事業者の責務規定 事業活動に伴って生じた廃棄物は、すべて事業者が処理責任を有するとして、事業者は産業廃棄物を自ら処理基準に従って処理するか、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業	○委託基準の設定 産業廃棄物の処理に関する事業者責任を明確化するため、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に従うべき基準を設定	○特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務 事業場において特別管理産業廃棄物の適正な管理を行わせるため、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に当該責任者の設置を義務化		○排出事業者責任の徹底 他人に産業廃棄物の処理を委託する場合には、最終処分が終了するまでの一連の処理行程が適正に行われるよう措置を講ずる努力義務を規定				○産廃の排出事業者の処理状況確認努力義務の規定 処理委託の場合の最終処分までの適正処理の確認に係る産廃排出事業者の努力義務を規定 (e.g. 残容量、飛散の有無、展開検査の有無等の実地確認)
					○不法焼却の禁止 処理基準に従って行う焼却や公				○事業場外での産廃保管の届出義務 排出事業者が、産廃を生ずる事業場外で産廃を保管する場合の知事への事前届出を義務化
			○特管産廃におけるマニフェストの義務付け 排出事業者等に対し最終処分までの確認を義務付けるための、特別管理産業廃棄物の処理を委託する際のマニフェストの交付の義務付け	○マニフェストの対象の全ての産業廃棄物への拡大	○排出事業者への最終処分マニフェストの通知の義務化 中間処理業者が介在する場合の、最終処分が終了した旨のマニフェストの写しの中間処理業者から排出事業者への送付の義務化		○マニフェスト保存義務者の拡張 運搬または処分の受託者によるマニフェストの保存の義務化	○マニフェスト交付者の保存義務 マニフェストを交付した者によるマニフェストの保存を義務化	
					○マニフェストにより最終処分の確認ができない場合の排出事業者の措置の義務化 排出事業者による、最終処分が終了した旨のマニフェストがない場合の状況把握および適切な措置の義務化		○マニフェスト制度違反に対する措置の強化 産業廃棄物管理票制度違反にかかる勧告に従わない者についての公表等の導入	○マニフェスト不交付の処理委託の受託禁止 処理業者がマニフェストの交付を受けずに産廃の引渡しを受けることを禁止	
									○土地所有者等の通報の努力義務 土地の所有者、占有者、管理者について、他者による廃棄物の不適正処理等を発見したときに県または市町に通報する努力義務を規定
○廃棄物処理業の許可制 産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けることを義務化	○再委託の禁止 処理責任の明確化のために、産業廃棄物処理業者がその処理を他人に委託することを原則禁止	○収集運搬業と処分業の区分 業許可の適正化を図るため、収集運搬業と処分業に分け、収集運搬は収集運搬業者に、処分は処分業者にそれぞれ書面(委託契約書)により委託することを	○処理業の欠格要件の拡充 欠格要件に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反した者等を追加。また、法人役員を「取締役等と同等以上の支配力を有して	○処理業の欠格要件の拡充 欠格要件に「暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員が事業活動を支配する法人等」を追加	○許可取消処分の一部の羈束行為化 処理業または処理施設の許可を受けた者が欠格要件に該当するとき、違反行為等をし情状が特に重いと、事業停止等の処分に違反したとき、知事の羈束裁量的許可取消		○許可取消要件の拡充 不正の手段による処理業等の許可または処理施設等の設置許可の取得を、当該許可の取消要件に追加 ○欠格要件該当時の届出義務	○役員に係る処理業者の欠格要件の限定 欠格要件が過大に連鎖することを防ぐため、役員等に関連して許可を取り消す対象を限定	

	1970(昭和45)年	1976(昭和51)年	1991(平成3)年	1997(平成9)年	2000(平成12)年	2003(平成15)年	2004(平成16)年	2005(平成17)年	2010(平成22)年
処分場等の管理等に関する事項	○廃棄物処理施設の届出義務 政令で定める廃棄物処理施設(中間処理施設)の設置について都道府県知事への届出を義務化	○最終処分場の届出義務 設置等の届出を要する廃棄物処理施設に最終処分場を追加	○設置について届出制から許可制への変更 信頼性、安全性の高い施設の設置が円滑に行われるよう、届出制から許可制へ変更	○最終処分場廃止時の知事の確認の要件化 最終処分場の廃止の際、技術上の基準への適合についての知事の確認を要件化	○譲受け等の許可制の導入 廃棄物処理施設の譲受け・借受けに係る知事の許可制の導入		○最終処分場跡地等の形質変更時の届出義務 廃止された最終処分場等につき知事が区域指定することし、指定区域での土地の形質変更時の届出を義務化		○処理施設の定期検査制度の創設 設置時に告示縦覧等が必要な焼却施設等および最終処分場に係る、知事による定期的な検査(5年3月毎)を制度化
	○維持管理基準の設定 廃棄物処理施設について、省令の定めるところによる維持管理を義務化	○構造基準の設定 適正処理の確保や周辺環境への影響を事前審査するため、新たに施設の技術上の基準を設定							○設置許可取消後の維持管理義務の承継 施設の設置許可が取り消された場合の当該許可の相手方またはその承継人の維持管理義務の継承を規定
	○技術管理者の設置義務 廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるための技術管理者の設置を義務化	○産業廃棄物処理責任者の設置義務 有害物質を含む産業廃棄物を生ずる施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者は処理責任者を置くことを義務化							○帳簿備付け義務の対象範囲の拡大 排出事業者が、産廃を生ずる事業場内に許可対象外の焼却施設を設置している事業者産廃を生ずる事業場外において自ら当該産廃の処理を行う事業者に帳簿の備付義務を拡大
								○事故の報告義務 廃棄物処理施設で事故が発生した場合に、都道府県知事への報告を義務化	○事故等の記録保存義務 施設の破損等により廃棄物等の飛散、流出、浸透、発散により生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるとして措置を講じたときの当該記録の3年間の保存を義務化
				○生活環境影響調査の実施、告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者等の意見聴取など設置手続の明確化					○維持管理情報の公開義務 維持管理計画と毎月の維持管理情報(記録が法定されている事項)のインターネット等による3年間の公開を義務化
事業者の責任・事業者に対する措置等に関する事項	○基準不適合に対する措置命令 事業者の産廃の運搬、処分、保管が政令で定める基準に適合していないと知事が認める場合の措置命令の規定	○措置命令の対象の拡張 生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある認められるときの事業者に対する措置命令の根拠条文を整備	○不法投棄廃棄物の撤去命令の発令要件を緩和	○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象の拡張 不法投棄に係る措置命令の対象範囲を、マニフェストの不交付等にも拡張	○措置命令の対象者の拡張 措置命令の対象者に、不適正処分関与者(e.g.悪意の土地提供者)、マニフェスト義務違反者、一定の場合の排出事業者等を追加			○措置命令対象等の明確化 中間処理に係る措置命令等の規定の適用関係を明確化	○措置命令対象者の拡張 措置命令の対象者に、処分者以外の関係者(e.g.土地の占有者)、基準不適合の収集、運搬、保管をした者等を追加
				○行政代執行に係る規定の整備 都道府県知事による代執行について、直接本法で根拠規定を整備	○不法投棄廃棄物の撤去に係る緊急代執行の規定 緊急性の高い場合に、措置命令等を行うことなく代執行を行うことができる旨の根拠条文を整備			○適正処理困難な場合の委託者への通知義務 ① 上限超過、事故、廃止、情勢処分等により受託した処理が困難となるおそれがある場合の委託者への通知を義務化 ② ①の通知を受けた者の、処理完了のマニフェストがない場合の支障除去を義務化 ③ ②の場合の知事への通知を義務化	
	○立入検査権 事業者の産業廃棄物の保管もしくは処分の場所、収集、運搬もしくは処分を業とする者の事務所もしくは事業場または産業廃棄物処理施設のある土地もしくは建物に対する立入検査権						○報告徴収、立入検査の対象拡張 廃棄物である疑いのある物についての報告徴収、立入検査権限の拡張		○報告徴収、立入検査の対象拡張 直接産廃の処分に携わっていない関係者(e.g.土地所有者等)に対する報告徴収、立入検査権限の拡張 車両、船舶等への立入検査権限の拡張
				○最終処分場の維持管理積立金の制度化 管理型最終処分場の埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に積み立てることを義務化			○不法投棄未遂及び不法焼却未遂に係る罰則の創設	○最終処分場維持管理積立金制度の拡充 維持管理積立金制度を安定型最終処分場に適用拡大	○建設工事に伴う廃棄物の処理責任の元請業者への一元化